
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第36号（2013年5月12日）

国側が外務省北東アジア課長を証人申請！6・15公開シンポジウムから7・9第3次訴訟控訴審第1回口頭弁論へ！

目次

- 1頁 裁判案内
- 2頁 控訴審におけた弁護団報告
- 3～10頁 大量公開を受けて
- 11～13頁 韓国マスコミ報道
- 14～15頁 再請求分異議申立書
- 16～17頁 3・30強制動員真相究明ネットシンポ報告
- 18～19頁 当会関連出版物紹介
- 20頁 インフォメーション他

会員、支援者の皆様。いよいよ、7月9日に第3次訴訟控訴審第1回口頭弁論が開催されます。ぜひ、多くの皆さんの傍聴参加をお願いいたします。

この間、二つの大きな動きがありました。一つは3月29日と4月1日の2回に分けて、判決を受けた大量の文書開示決定がありました。これを受けて、4月8日には弁護士会館で記者会見を開催し、日韓のマスコミから20人以上が詰めかけ、会場は満杯となりました。二つ目は、国側が証人として北東アジア課長を申請してきたことです。国を被告とした訴訟で国側が証人を、しかも当事者である課長を申請することは異例のことです。外務省は控訴の対象を絞らざるをえず、多くの文書を判決通り開示し、また、判決で適法とされた文書の一部も「自主的に」開示しました。国側が課長を証人申請せざるをえなくなったのも、追い詰められている証左とも言えます。

一方、判決が適法とした文書については引き続き開示を求めて闘うこととなります。再請求分の異議申し立ても3月22日に行いました。私たちの目標はあくまでも「全面公開」です。

昨年10月11日の第3次訴訟判決の直接的成果である、今回の大量開示についての分析検討の報告を中心とした「公開シンポジウム」を、来る6月15日（土）午後1時半より、東京都港区の港勤労福祉会館で開催します。日韓会談文書公開運動の大きな成果と今後の課題を多くの皆様と共有し、7月9日の控訴審を成功させたいと思います。

日韓会談文書開示請求第3次訴訟控訴審第1回口頭弁論
2013年7月9日（火） 午前11時～ 東京高裁809号法廷
※裁判後に弁護士会館で報告集会を開催予定（会場未定）

3次訴訟、反論の準備書面と附帯控訴の提出へ向けて

弁護団 東澤 靖

この間、弁護団は、国側の控訴理由書に対する反論の準備書面の作成、ならびに東京地裁判決が開示を適法とした部分に対する附帯控訴を準備してきました。附帯控訴とは、原審の判決に対して相手方が自分の負けた部分に控訴してきた場合に、こちら側も残りの負けた部分を附带的に控訴できるという制度です。附帯控訴は、前回のニュースでもお知らせしたように全部ではなく、日韓会談の歴史的事実の解明に役立つ部分を選んで行う予定です。

これらの書面は、5月末に提出する予定ですが、量も膨大でありなかなか



大変な作業です。特に、外務省は3月末から4月にかけて、第3次訴訟で問題とされた文書に関する処分を変更して、いくつかの文書、いくつかの部分を開示するという決定を行いました。それらを照合する作業にも、多くの時間を取られています。

反論の準備書面を作成する過程で、国側が控訴のために新たにしている主張も分析しています。中には、荒唐無稽なものも少なくありません。例えば、日韓会談当時に、日本政府が朝鮮半島における邦人の資産を放棄することをめぐってのやりとりがあります。邦人資産を放棄した場合の憲法29条3項の損失補償の要否を検討した文書について、国側は、国内での戦後補償訴訟に悪影響を与えるから開示できない、開示すれば、訴訟対策のための「手の内情報」を明らかにすることになるというのです。この点は、損失補償を要しないことがすでに最高裁判決で決着がついている問題ですので、国側の主張は明らかに誇張です。しかしそれよりも、日本国民側の請求に関する検討内容を、訴訟対策を理由に隠し続けることは、国民主権や情報公開法の趣旨をまったく無視した議論です。そもそも、これは外務省が扱う韓国など外国との関係とは、まったく無縁な国内問題です。こうした荒唐無稽な議論も含めて、弁護団は、国側のあがきにも似た主張への反論を準備しています。

もう一つ、国側は、控訴審で証人を申請してきました。外務省の北東アジア課長を証人として、不開示の必要性を法廷で証言させるというものです。これが実現する場合には、国側の意図とは逆に、国側の論理がいかに破綻したものかを公開の法廷で明らかにすることになるでしょう。

第1回の裁判期日は、7月9日（火）午前11時（809号法廷）です。皆さんの多数のご参加をお願いします。

3次訴訟の勝訴判決と外務省文書の大量開示を受けて

事務局次長 李洋秀

1. これまでの経緯

昨年10月11日私たち日韓会談文書・全面公開を求める会は、東京地裁での「日韓会談文書開示請求第3次訴訟」で勝訴判決を勝ち取りました。しかし私たちの抗議にもかかわらず外務省は、このままでは判決が確定してしまうから控訴に踏み切りました。

ただ勝訴判決と言えども私たちの全面勝訴ではなく、114文書に対しては「不開示が適法」と外務省の隠蔽にお墨付けを与えてしまった3分の2の勝訴（もちろん、これだけ勝ち取るのすら大変なこと）というものでした。当会としても「適法」とされた墨塗り部分を当然容認できる筈もなく、「付帯控訴」で対抗することになります。

判決が対象文書348（初めは369だったのが、追加開示により減少）のうち268の文書に対して開示命令を判決したのに対し、外務省側は58の文書について12月10日付で「不服申立て」と控訴対象部分を明かにして来ました。（その後3月29日、1-244「文書番号1847」と2-109「文書番号1915」の2文書については控訴対象から外すと付で通知して来たので、現在控訴対象は56文書。ただ、この2つの文書が墨塗りにして隠して来た内容については、未だ公開していません。）

結果的に、控訴して来た56の文書と、墨塗りが「適法」とされた114（その内、20ヶ所は開示すると、10月24日の記者会見で当時の玄葉外務大臣が発表したもので、最終的には94か？）の計150の文書を対象に、控訴審で争うことになります。第1回目の控訴審は7月9日午前11時から東京高裁の809号法廷で開かれます。

結果的に、控訴して来た56の文書と、墨塗りが「適法」とされた114（その内、20ヶ所は開示すると、10月24日の記者会見で当時の玄葉外務大臣が発表したもので、最終的には94か？）の計150の文書を対象に、控訴審で争うことになります。第1回目の控訴審は7月9日午前11時から東京高裁の809号法廷で開かれます。

2. 1月29日付で開示された分

実は、今回と同一内容で争った日韓会談文書開示請求第2次訴訟は2009年12月16日東京地裁で全面敗訴し、2010年6月23日東京高裁でも棄却判決をされ、2011年5月10日最高裁の上告不受理決定を受けていたので、「3次訴訟も敗けるのでは、裁判闘争には限界があるのでは？」と悲観的な空気が会の雰囲気をおさめていました。

行政機関の長、つまり外務省や国の権限を無限大に認め、インカメラの必要性から裁判所自らが否定してしまった2次訴訟は、韓国側で既に公開されている同一文書すら「それは次元が違う」という屁理屈で、国側の主張をそのまま認めてしまいました。

しかし、たった26の文書（その内のひとつ文書番号137「竹島問題に関する文献資料」等は完全非開示なので、頁数も作者も年度も不明）を対象に争った2次訴訟とは違って、3次訴訟は520もの膨大な量の文書が対象でした。また岩井伸晃裁判長（途中で川神裕裁判長



に交代)は「韓国側の文書をなぜ、日本の外務省が墨塗りするのかよく理解できない。」「インカメラ制度がないので、裁判所としても判断するのが不便で仕方ない」と法廷では異例ともいえる嘆きの発言があり、内心まったく期待がなかったのではありませんでした。

そこで私たちは駄目で元々と、以下のような条件を基準に 136 の文書に対して、昨年 6 月 21 日付で開示再請求をしました。

「開示決定からすでに数年が経過しているし、この間に韓国の憲法裁判所決定や大法院判決も出され大きく情勢は変わった。同じ文章が別の場所で開示されている等、いい加減な審査がされている箇所も多数あるので、請求権問題に関わる重要な文書にしばって改めてきちんと審査してもらうことにした」ものです。

請求した文書のリストは会のホームページで簡単に閲覧できます。

<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/nihon.html>

その回答として外務省は 1 月 21 日に 43 の文書を開示して来ました。でも 3 次訴訟の開示命令に対しては、まだ何も開示されていないので、こちらとしては不満が非常に鬱積していました。

でもいざ、その開示された内容を見たところ、とても驚きました。やはり 3 次訴訟で開示命令が出て、外務省が「概ね、それに従う」という決定をしたことが、大きく影響を及ぼしたようです。

例えば国側が控訴審で徹底的に争うと隠し続けている、韓国側の請求権要求に対する 1962 年当時の大蔵省や外務省が内部で計算した、日本側としてこれ位なら支払えると試算した具体的な金額内容等が明らかになったことは、大きな意義があります。

もう、ここで公表してしまったので、他で隠しても何の意味もないでしょう。この部分は控訴審の対象なのに、開示してしまったら国側には大きな痛手となります。墨塗りを任されたアルバイト(某私立 K 大学の K 教授のゼミの大学院生の仕業と専らの噂)のミスなのでしょうか?まったく不可解です。

今回の開示については、東京新聞の五味洋治記者から「記事を書かせて欲しい」という申し入れがあり、他社とのバランスからどう対処するべきか、一同少し悩みました。でも、これまで共同記者会見を開いても、「日韓協定ですべて解決済み」という日本のマスコミの思い込みは頑なで、「一度はそういう特ダネという方法も効果がありそう」と判断し、原文のファイルとこちらで分析した内容等を知らせました。

2 月 19 日の東京新聞(中日では 1 面)には、この開示に関する記事が大きく取り上げられました。「日本側は郵便貯金、有価証券、未払い金、恩給など、植民地支配下の法律関係を前提とする支払いのみを想定し、強制動員に対する謝罪や賠償は計算に入れてなかった。」という記事が載り、当会の吉澤代表の「大蔵省と外務省が試算した数字は分かっていたが、その算出根拠が初めて分かった意味は大きい。」というコメントも紹介されました。

でもやはり日本の他のマスコミは、まったく反応しませんでした。韓国のテレビ、新聞、通信社は一斉に注目し、私も MBC 東京支局に呼ばれニュースに出演しました。しかし、「日本側文書の実物を紹介したい」という韓国のマスコミ各社を廻ってみて驚きました。まず、外務省が公開した文書を見るには、「富士ゼロックス」の「DocuWorks」という閲覧ソフトを入力しない限り、絶対に見られません。ところが MBC(文化放送)、連合ニュース、JP News 等みな、このソフトを入力していないのです。KBS(韓国放送公社)からも「見られない」と電話が入りました。つまり各社ともすべて、日韓会談文書の実物を一頁も見ないまま、記事を書き、報道していることが証明されてしまったのです。またこれも予想したことです。韓国のマスコミは請求権問題については殆んど取り上げず、関心は竹島(独島)問題だけに集中しました。

その竹島(独島)問題ですが、具体的には 2 次訴訟で最高裁まで行って、国側が最後まで

示決定等は開示請求があった日から30日以内にしなければならない」とあるのに、外務省が開示内容を明らかにして来たのは、何と判決から半年近くも経った3月29日と4月1日のことでした。その上、何を考えているのか何の変更もない文書を多く含んだ382の文書、約1万頁を5枚のファイルに分け、それぞれ1枚ずつ計5枚のDVDに分けて寄こしたのです。

つまりもう大金を払って入手してある文書をもう一度出して来て、それについてもすべてA4用紙1枚につき10円ずつ支払えというので、3月29日受け取った3枚のDVDだけで8,058頁、80,580円の請求額になりました。これにまた4月1日に出る分が足されるので、請求金額は10万円を遙かに超えます。しかし誰がどう考えてみても、既にお金を支払って持っている物をもう一度寄こして、何の変更のない頁も含めて全頁分、再度「全額支払え」というのは不当であり、詐欺行為です。

今回、完全非開示だった文化財の目録等、ごっそり100頁千円程度になる文書も含まれてはいますが、変更のある個所などは大体100頁の内、1、2ヶ所という文書が殆んどです。必要な場合はお金も払うべきでしょうが、こんな二重取りは決して納得が行きません。強い態度で抗議するべきと、4月1日付の開示分を2日の日に外務省の情報公開課へ取りに行ったところ、担当者は頭を掻きながら「こちらの手違いでした。新規の開示部分だけです。943頁分9,430円だけいただきます。それも変更があった部分は、本の少ししかないので、厳密には変更した頁だけを計算すればもっと、ずっと安くなるのですが、そういう訳にも行かないものでお許し下さい」と弁明するのでした。何とも杜撰で雑な、呆れた話です。腹が立つのを通り越して、空いた口が塞がりませんでした。

4. 今回新規に開示された内容

今回の開示が年度末には出るそうだという知らせは、3月半ばに弁護団の方に届いていました。それで4月8日弁護士会館を会場にして、内外のマスコミを相手に記者会見を持つことが決まりました。裁判所の司法クラブ等を使うと韓国のマスコミやカメラが中に入れないので、少し高い費用を払ってでも民間の会議室を借りるのですが、日本のこういう排他的な面も問題です。

それはとも角、3月29日付で開示された分を4月1日に、4月1日付で開示された分を4月4日に情報公開室取りに行き記者会見を持つのですが、私たち自身が中味を知らないままで記者会見で説明する訳には行きません。どの部分が新規に開示されたのか、どこが変更されたのか、外務省側は何も知らせてくれないので、全部こちらで精査するしかありませんでした。

382のファイル、約1万頁の全部の頁をチェックして、変更のあったものだけを選び出し、新規に開示された文章や単語等をすべてパソコン上に書き出しました。文化財の目録等、50～100頁単位で開示されたものは皆印刷して、その個所をすべて記録しました。

でもこれまでも1月29日に開示された部分のみならず、2010年6月23日と8月23日、2011年8月29日にも相当量を開示して来ているので、この作業はある程度経験がありました。追加開示された分については、10月の判決文にも一覧表が付けてありました。今回もそういう風に出してくれば助かるのですが、本当に面倒で大変な作業です。

すべての頁に目を通した結果、3分の1は何の変更もないものでした。また3分の1は既に1月29日付で開示して来た物が含まれていて、新規に開示された文書は3分の1に過ぎません。また変更があったものの中には2011年8月29日で開示されていて、3次訴訟の判決文に印刷されていた物すら、多く含まれています。4日の夜にファイルが揃ってから8日の記者会見まで、精査に費やす期間は中三日しかありませんでした。

ここで今回開示された内容をすべて紹介することは紙面の関係上、まったく不可能です。

6月15日にシンポジウムを予定しているので、その時には少しはまとまった資料をお渡しできるでしょう。

請求権問題では、一般論として文書番号 968, P3 に朴議長・池田首相会談で「個人の請求権については、日本人並みに取扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、恩給、引揚者見舞金、郵便貯金、簡易保険金等を考慮しようと思っており、また焼却日銀券についても考慮していると述べた。これに対し、朴議長は、軍人軍属の遺家族についても考えてほしいと述べ、池田総理より考慮しようとした。」とあるのは随分具体的です。文書番号 1220, P19 の「軍人軍属について、日本人の場合と同様に取扱うほかないが、軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。恩給関係で国庫負担のものは、一般文官、官立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。」とここまで詳細な内容は、これまで開示された中にはありませんでした。

また文書番号 1248, P10 で「請求権問題に対する日本の法理的主張は、元来第一回会談に当って先方の過大な主張を相殺中和せしめる戦術上採用されたものであるが、今日この主張は韓国側のみならず日本の最もよき理解者、斡旋者である米国政府をも納得せしめえず、徒に韓国側の悪宣伝に好餌を与えている。既に韓国側で処分済の旧日本財産が返還される見透しは全くないのであるから、この法理論も実益はなく、却って日本の真意を疑わしめ、日韓会談再開の支障となっているのであるから、日本としても潔く従来解釈を改めることが適当である。(中略)先方が無理を云った場合にはこれを広く国際世論に問うことによって日本の立場を有利にすることが出来るのであって、今の様に国際的に納得せしめることの困難な議論で頑張っているのよりは余程有利である。」と明かしているのは随分、率直に当時の事情を吐露しているようです。

ただ戦後韓国で焼却された日銀券の中味や、1953年韓国が日本に提出した請求権関係に係る備忘録等を依然墨塗りしているのは話になりません。まず、これらの文書は韓国側やGHQが制作したものであり、日本側に隠蔽する権限等ありません。ましてや上の備忘録等は日本側文書番号 481, P141 で開示しているのですから、同じ文書を他の文書番号 479, P20, 687, P16, 693, P39, 1518, P17, 1594, P15 で全部露出しているのですから、完全に頭隠してお尻隠さず状態です。

今回の開示が1月の開示と比べて、最も大きな差異を見せるのは、文化財関係の目録です。完全不開示で何頁あるのかも不明だった文書番号 387 「宮内庁書陵部所蔵目録」は全20頁が公開されました。しかし稀少本とされる評価を示す「○△□◎」等の部分は全頁にわたって墨塗りされています。また文書番号 1119, P4~7 宮内庁図書寮のマイクロポジ目録が開示されましたが複写の具合が悪くまったく何も見えません。不開示の時の墨塗りの表紙の方がマシというのでは論外です！！こんなものにお金は払えません。

文書番号 586 のお茶の水図書館にある「成實堂文庫」の文書ですが、あちこちで「徳富蘇峯が誰に譲渡したのか」墨塗りになっています。それなのに最後の頁では、「主婦之友社長石川武美氏に譲渡」と露出しています。これはアルバイトのミスを責めるのより、このように公共施設で堂々と公開されているものを、個人情報と勘違いして墨塗りさせる外務省の感覚の方がどうかしています。

そして今回の開示からも外され、控訴審で徹底的に争う姿勢の完全全不開示、文書番号 385 「河合文庫中官府記録目録」ですが、今回開示された文書番号 380 「韓国国宝古書籍目録(第二次分)」の P92~153 で、61 頁も公開されています。また韓国成均館大学の千恵鳳(チョン・ヘボン) 名誉教授が京都大学図書館を訪れ、『河合文庫韓国典籍』という詳しい論文を 1993 年に発表しています。富山大学の藤本幸夫名誉教授も 2002 年に『朝鮮の印刷文化』

という論文の中で河合文庫に触れています。そして文書番号 598 の韓国の雑誌記事の訳には、「1909 年河合が憲兵を立て、江華島鼎足山史庫の扉を斧で打ち破って典籍を強奪して行ったのか」、当時の京畿警察の報告書等を添えて、詳しく説明してあります。もっと決定的なのは私たちが直接、京都大学図書館に河合文庫のことを問い合わせたところ、「一般に公開されている」というのです。早速、当会では「京都に出かけて、直接河合文庫に触れてみよう」ということになりました。行って来たらまた詳しい報告をしたいと思います。

今回新規に開示された中で目についたのは、文書番号 374, P20「被徴用者数」の数字です。

	被徴用者数		
	労務者	軍人、軍属	合計
生存者	648,081	282,000	930,081
死亡者	12,603	65,000	77,603
負傷者	7,000	18,000	25,000
合計	667,684	365,000	1,032,684

これまで日本政府は多くの場所で、朝鮮人軍人・軍属の動員数 242,341 人と発表して来ています。

「厚生省資料」1997 年 9 月 25 日参議院厚生委員会での亀田社会・援護局長の答弁
動員数 242,341 人

陸軍 兵士	94,978 人	軍属	48,395 人	計	143,373 人
海軍 兵士	21,316 人	軍属	77,652 人	計	98,968 人
死亡者数	22,182 人				
陸軍 兵士	5,870 人	軍属	2,991 人	計	8,961 人
海軍 兵士	308 人	軍属	13,013 人	計	13,321 人

3 次訴訟の判決文でも P2600 で、若干表記方法が違いますが、似たような数字を載せています。

「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表(甲 143 の 1, 乙 A108-131-) 厚生省援護局

	身分	復員及	死亡	計
陸軍	軍人	89,108	5,870	94,978
	軍属	45,404	2,991	48,395
	計	134,512	8,861	143,373
海軍	軍人	21,008	308	21,316
	軍属	64,639	13,013	98,968
合計	軍人	110,116	6,178	116,294
	軍属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

因みに 1995 年 10 月 8 日、日本政府から韓国に提供された朝鮮人の軍人・軍属名簿は 243,992 人分でした。

留守名簿、海軍軍属者名簿 兵籍戦時名簿、工員名票、軍属船員名票、病床日記 臨時軍属届、俘虜名票 外務部移管の 509 冊、マイクロ 26 巻

- ① 陸軍 143,211 人 「留守名簿」(部隊ごとの軍人・軍属の名簿)
- ② 海軍 21,433 人 「軍人履歴原表」(海軍軍人の個人ごとの履歴表)
- ③ 海軍 79,348 人 「軍属身上調査表」(海軍軍属の個人ごとの身上調査表)

合計 243,992 人

でも前後の脈略もなく、突然文書番号 374, P20 に一枚だけ挿入された「被徴用者数」なるものは、どこの誰がいつ作成したのか、担当部署も、担当者の名前も、誰宛かも、何もありません。こんなものを果して公式文書と呼べるのでしょうか？

調べてみたところ、今までにも日韓の文書のあちこちに朝鮮人軍人・軍属の動員数 36 万 5 千という数字はありました。でも 24 万とは大きく違い、この問題については別途原稿を書きましたので参考にして下さい。

この表は本当はどこか全然違うところにあったものを、任意に持って来て挿入したもののようです。60 年以上前の文書を、国側が独占しているものを小出しにして来るので、相手の土俵で相撲を取らされている不利さは否めません。

これはこれで、「こんなものが式文書と言えるのか？いつ、どこの部署のどういう職責の人間が、誰宛に、何を目的に、作成したのか、はっきりさせろ」と、外務省に厳重抗議する必要がありそうです。

5. 記者会見と今後の課題

8 日弁護士会館で開かれた記者会見には、内外の記者が約 20 人程集まりました。

今回新しく出た部分に対する一覧表を 20 分作成し記者たちに配りましたが、ファイルの原文全部を印刷すると 1 万頁になり、それを 20 人分も 30 人分も印刷することなど到底不可能なので、USB メモリーに入れてある 382 のファイルは記者たち持参のパソコンに複写して貰うことにしました。ただパソコンを持参していない記者がいて困ったのですが、USB メモリーを貸してあげることで解決させました。



最初に 1 月と今回開示されたファイル

や開示された文書の数等について、当会の山本事務局長が説明しました。ところがこの日は春の嵐というか、上越新幹線が停まってしまい、共同代表の吉澤さんの到着が大幅に遅れてしまいました。

そして今回開示された内容を主に、請求権問題、竹島(独島)問題、文化財返還問題、その他に分けて、私が説明しました。

ただ量があまりに膨大なことと、既に 1 月やそれ以前に開示されていたものが多く含まれ、それが記者たちの関心を大きく削いだことは否めません。

また竹島(独島)問題に対する日本側の方針や、個人請求権の支払には原則的に応じると当時政府内部で討議されていたことは、「すべて 65 年の日韓諸協定で解決済み」と解釈している日本のマスコミの認識とは大きな隔たりがあります。

既に 2005 年に 3 万 5 千頁を公開した韓国側の文書、1 次訴訟の敗訴を受け 2008 年まで 6 次に分けて 6 万頁開示して来た日本側の文書、またその後少しずつでも何度も部分的に開示して来た部分等、何も読まないまま、中味も知らない記者たちが、この記者会見に突然出席して新規に開示された部分を説明されても、知識水準が違い過ぎて、何も質問できない有様でした。

朝日の若い記者等、「日本政府は竹島問題に対して、一貫して国際司法裁判所に提訴して来た」等と言い出す始末で、本当に困りました。日本は何度か、国際司法裁判所という単語を口にしたことはありますが、提訴したこと等一度もありません。提訴しても勝ち目がないという内容が今回の内容に含まれています。65年の日韓協定締結にあたっては、国際司法裁判所に提訴という方法を諦めたので、米国を前提としたと思われる、第三者による仲裁という項目を設けたのです。

韓国のマスコミにどのように紹介されたかは、資料として添付したいと思います。

植民地精算、歴史認識等、日韓会談では何も解決していなかったという事実が、きちんと認識されていないことが一番の問題です。

在日韓国人に対する法的地位問題等、3世たちの永住権のことを65年には決められず、25年も先送りされた挙句、90年には「協定永住制度」すらなくなって、朝鮮籍も含めて特別永住に姿を変え、それからもう20年以上経ちました。もう65年当時の「協定永住」という単語すらもう死語になってしまいました。

文化財協定(正確には「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」)には、「完全かつ最終的に解決済み」等という文言はどこにもありません。その代り合意議事録には「日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを勧奨するものどある」とあります。

また韓国の一部の弁護士たちが、この文書公開請求裁判に対して、「日本側が文書を全面公開すれば、植民地責任等過去事のこと等、日韓間の問題がすべて解決する」と過度な期待をしているのも、何か大きな誤解か錯覚をしているような気がします。

私たちとしては情報公開法に基いて、国側の隠蔽主義に風穴を開け、日本の民主化や裁判の公正さに一石投じたような感触があり、1次と3次の勝訴判決を勝ち取ったことが、それを証明しています。

これから控訴審を闘うに当たり、もう既に公になっていて中味を全部知っているものを開示されても、何も嬉しくないし、成果もない虚しいものということが、本当に残念で堪りません。

韓国の大法院は昨年5月24日、戦時中徴用された広島三菱徴用工原爆被害者と日鉄韓国人徴用被害者に対する控訴審裁判で「日帝強制占領期の日本の朝鮮半島支配は規範的な観点から不法な強占に過ぎず、日本の不法な支配に因る法律関係の内、大韓民国の憲法精神と両立しえないものは、その効力が排除されるとみななければならない。」、日本における戦後補償裁判の判決は「日帝強制占領期の強制動員自体を不法と見ている大韓民国憲法の核心的価値と正面から衝突するものなので、このような判決理由が込められた日本判決をそのまま承認する結果は、それ自体で大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反するものであることが明らかである。したがって我が国で日本判決を承認し、その効力を認定することはできない。」歴史的な差戻し判決を出しました。

外務省の隠蔽体質の不当性は私たちの文書公開請求裁判の判決でも、はっきり「違法」と糾弾されています。

臭いものに蓋をして「過去に眼を閉ざす」のではなく、正々堂々と過去に対峙することによって日韓の未来を切り拓くという発想が、進んでは東アジアの友好と平和、発展に役立つことを願って止みません。

私たちのこの細やかな闘いが、このような流れに少しでも助けになるのなら、それ以上の喜びはありません。

韓国のマスコミ報道の日本語訳

日本、100 万名強制徴用「知りながらも騙し」

KBS ニュース 2013. 04. 08 放送

<アンカーコメント>

去る 1965 年、日韓基本条約締結を控えて日本が作成した非公開文書内容が、次から次へ出て来ています。

日本が賠償額を減らすために嘘をついた状況が明らかになりました。

東京洪秀真(ホン・スジン)特派員です。

<レポート>

1965 年韓日基本条約締結当時、韓国政府は日帝強制徴用者 103 万人に対する賠償を要求しました。

当時正確な徴用者数は分からず死亡者は 2 万人といていた日本、しかし韓日基本条約のために厚生省が作成した文書には徴用者 103 万人、死亡者 7 万 7 千人と明記されています。

徴用者個人に対する賠償も具体的に考慮したとあらわれました。

1961 年当時の池田首相は日本人と同じように賠償する用意があり、年金、郵便貯金なども充当するという方法を提示しました。

しかし日本は、韓国が個人請求権をあきらめるよう誘導しました。

当時、外務省関係者は韓国が請求権を放棄するように日帝強制占領期に残して来た韓国内日本財産に対して賠償を要求する戦略を提示したことが明らかになりました。

<インタビュー>吉澤(日本の文書公開を要求する会代表):”韓国側に請求権を放棄させるよう誘導しながら経済協力を提案したもので、今日本政府はそれで解決したと考えているのです。”

独島に対しては当時、日本政府が国際司法裁判所は独島問題の調整権限がなく、勝訴の可能性も少ないと判断した部分も再び確認されました。

今回の文書は昨年、日本の裁判所が韓日基本条約締結当時の日本側文書を公開せよと判決したのに従ったものです。

東京から KBS ニュース洪秀真(ホン・スジン)です。

日本、“韓国の賠償要求防ごうと対韓請求権を提起”

(東京=聯合ニュース)李忠源(イ・チュンウォン)特派員=

日本側が韓日請求権交渉当時自ら無理な主張と知りながら韓国側の賠償要求に対抗する目的から、対韓請求権(韓国内にある日本財産の請求権)を主張したことが明らかになった。

8 日、日本の市民団体「日韓会談文書・全面公開を要求する会」が公開した韓日請求権協定当時の日本側文書によれば、外務省は『日韓会談議題の問題点』という文書で「(対韓請求権という)我が方の法理論は韓国側の賠償要求を防ぐための防衛的なもの」としながら、

「理論上無理があり、いつかは撤回する必要がある」と明らかにした。文書の作成年度は確実でなく、1950～1960年代と推定される。

外務省は日本の市民団体が出した韓日条約文書公開訴訟で敗訴して、最近になってこの部分を公開した。当時、日本大蔵省が対韓請求権金額を138億640万9千円と計算した点も今回明らかになった。

日韓会談文書全面公開を要求する集いの吉澤文寿共同代表は8日、記者会見で「日本の韓国内請求権主張は以前から曖昧模糊という指摘を受けていたが、今回の文書公開で韓国の請求権要求金額を削減するためのものだった事実が明らかになった」と話した。

一方、外務省が最近公開した「韓国の対日請求要綱関係資料」という文書には、日帝強制占領期間に強制徴用された労務者と軍人・軍属の数を合計103万2千684人と記した資料が含まれた。

日本の市民団体はこの資料を厚生労働省が作成した資料だと説明したが、韓国政府が去る2005年公開した外交文書によれば、これは韓国側が主張した数字を日本側がそのまま引用した可能性もある。

2013/04/08 21:43 送稿

“日帝強制徴用 103万 2684人”日、韓日会談文書 2次公開

ソウル新聞|入力 2013. 04. 09 03:21

日本政府が日帝強制占領期間強制徴用者の規模を103万人と把握していたことが明らかになった。

このような内容は「韓日会談文書全面公開を要求する会」が8日午後、東京の弁護士会館で公開した韓日会談関連外務省外交文書に記録されている。昨年、裁判所の判決により今回公開された1965年韓日会談当時の外務省外交文書には、強制徴用者の数字が生存者93万81人、死亡者7万7603人、負傷者2万5000人など、計103万2684人と記されている。

会の事務局次長を受け持つ在日韓国人李洋秀(イ・ヤンス)さんは「強制徴用者の数字は外務省が厚生省援護国の算出した資料を土台に把握していた」と話した。

日本政府は1965年、請求権金額を計算しながら韓国人の強制動員に対する謝罪や賠償は考慮しなかったことが明らかになった。しかし以後、徴用賠償問題が外交問題で飛び火する可能性に備え徴用者数字を把握していたと推定される。

日本政府は韓国に賠償する請求権金額を計算しながら郵便貯金と有価証券、未支給賃金、恩給・年金等植民地支配時の法律関係を前提としたお金は計算に入れたが、強制動員に対する謝罪や賠償は含まなかった。

だが、今回公開された文書には「韓日請求権問題、特に未支給賃金や軍人、軍属の恩給は日本政府が直接支払う」という内容を含んでいて、強制徴用者に対する請求権は依然として生きているという糸口を見つけたという評価が出て来ている。

1965年韓日会談当時の外務省の外交文書が公開されたのは教授や弁護士たちが中心となった日本の市民団体と韓国側日本軍慰安婦被害者などが3回にかけて非公開処分を取り消せとの行政訴訟を提起したあげく、昨年勝訴したのに従ったものだ。

東京 李鐘洛(イ・ジョンナク)特派員 jrlee@seoul.co.kr

日本、韓日会談の時徴用者たちに貰えなかった賃金上げると約束

[中央日報] 入力 2013. 04. 09 00:54

日本の市民団体、外交文書公開で強制徴用は 103 万人と記録

日本政府が韓日会談で未支給賃金や軍人・軍属の年金などを直接支払うと明らかにした事実が確認された。

日本の市民団体「韓日会談文書全面公開を求める会」は 8 日、日本の東京弁護士会館で 1965 年韓日会談当時の外務省外交文書を公開した。この文書には「韓日請求権問題、特に未支給賃金や軍人、軍属たちの恩給・年金は日本政府が直接支払う」という内容が入っている。これは日帝強制占領期間の強制徴用者に対する請求権が依然として有効という解釈が可能な内容だ。

今回の外交文書は昨年、この団体が外務省を相手に出した情報公開請求訴訟で原告側の手をあげた(勝訴を言い渡した)裁判所判決に従ったものだ。先立って、去る 2 月外務省がこの団体に公開した韓日国交正常化関連外交文書では当時、日本政府が韓国の対日請求権規模を計算してみろと指示していて、この過程で郵便貯金と有価証券、未支給賃金と恩給など法律関係を前提とした支払いを想定したという内容が含まれていた。だが、請求権金額を計算しながらも韓国人強制動員に対する謝罪や賠償は考慮しなかった事実もあらわれた。

また、今回公開された文書によれば日本政府が強制徴用者規模を 103 万人と把握していた。生存者 93 万 81 人、死亡者 7 万 7603 人、ケガ人 2 万 5000 人など全 103 万 2684 人だと記されている。これは外務省が厚生省援護局が算出した資料を土台に把握したものと団体は伝えた。

東京=金(キム)ヒョンギ特派員



2013年3月22日

異議申立書

外務大臣

岸田文雄 殿

異議申立人総代 氏名 山本 直好

異議申立人及び総代の住所・氏名・年齢

別紙総代互選書のとおり

異議申立てに係る処分

外務省の2013年1月21日付け部分開示決定処分（情報公開第00106号）及び2013年1月25日付け変更決定処分（情報公開第00135号）

前項の処分があったことを知った年月日

2013年1月27日

第1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分記載の処分を取り消すとの決定を求める。

第2 異議申立ての理由

- 1 異議申立人は、2012年6月21日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、別紙請求文書目録記載の文書（以下、「本件請求文書」という。）の開示を請求した。
- 2 処分庁は、2013年1月21日、本件請求文書のうち、サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の意味など（以下、これらの文書を総称して「本件文書」という。）について、これを部分開示、および不開示とする処分（以下、「本件処分」という。）をした。また、2013年1月25日、一部の文書について、その開示内容を変更する処分を行った。
- 3 本件処分の理由として、以下の記載がある。
「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」
- 4 しかし、本件処分は、次の点において、違法又は不当であり、取消されなければならない。
 - (1) まず、交渉が終結してから半世紀以上が経過した現時点において、依然として不開示文書、または不開示部分が多いことを指摘せざるを得ない。2001年に情報公開法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。それにも関わらず、不開示文書、または不開示部分が多

いこと自体きわめて不合理・不適切である。

- (2) 別紙の通り、2012年10月11日東京地方裁判所民事第2部「平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件」判決（以下、10.11判決）では、いわゆる「30年ルール」（外交文書では、原則としてそれが発生してから30年以内に公開）を、日本国での情報公開訴訟において、初めて明確に適用し、被告国の主張立証レベルを厳しくした。すなわち、「時の経過」を経てもなお不開示とする理由を主張立証する必要がないとする被告国の主張を排斥したうえで、文書作成から本件処分までに少なくとも30年以上経過している場合には、被告国に対して、「当該情報につき、本件各文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお本件各処分の時点において5条3号又は4号にいう「おそれ」が、法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情」の主張立証を求めた。

本件請求文書に対しても、上記のような10.11判決の内容が十分に考慮されるべきである。それにも関わらず、本件処分決定は、不開示文書、または部分開示文書を多く含むものであり、不適切な処分・決定だと言わざるを得ない。

- (3) 次に、会談の相手国であった韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて2005年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書を入手できる状態になっている。この点においても、先の10.11判決において、韓国側で既に全面公開されている日韓会談文書等他で既に公開されている情報については、特段の事情のない限り、不開示情報（国の安全が害される等のおそれがあるもの）に該当しないとの判断を示した。

したがって、本件処分は、法が定める不開示情報該当性判断を真摯に行ったものとは到底考えられず、この点からも不当なものである。

処分庁の教示

「この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。

異議申立人 氏名 吉澤 文寿

同 氏名 太田 修

同 氏名 田中 宏

同 氏名 小竹 弘子

同 氏名 山本 直好

第6回強制動員真相究明ネットワーク全国研究集会（全体テーマ「強制動員真相究明の到達点と今後の課題」）に参加して

太田修

2013年3月30日、東京大学駒場キャンパス18号館ホールで、第6回強制動員真相究明全国研究集会が開催された。この研究集会は強制動員真相究明ネットワークが毎年この時期に開いている恒例の催しで、この日は韓国からの参加者も含めて約100人が集まった。翌31日には、東京都八王子市高尾にある旧日本軍地



下壕・浅川地下壕へのフィールドワークも行なわれた。今回私は初日の研究集会に報告者として参加した。

今年の全国集会のテーマは「強制動員真相究明の到達点と今後の課題」で、韓国、日本、日韓会談それぞれの研究の現状と課題について報告がなされた。まず、韓国の金廣烈さんから「韓国における戦時期朝鮮人強制動員の研究動向と課題」というテーマの報告があった。金廣烈さんは、労務動員、兵力動員（軍人、軍属）、被動員者の補償問題・残留異国問題、女性搾取について、1980年代から今日までの研究状況を紹介し、とくに2004年に「強制動員被害真相究明委員会」が発足した後に、調査・研究が活発に行なわれるようになったことを強調した。そして今後の課題として、朝鮮半島における動員について地域別、企業別に実態を解明すること、それらを政治史研究・経済史研究など全体史の中に位置づけること、戦後補償問題をめぐる韓・日交流史にも注目することなどをあげた。

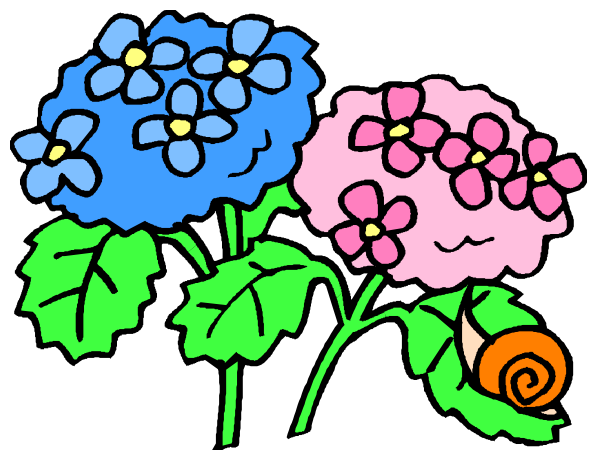
竹内康人さんは「日本での朝鮮人強制連行調査の現状と課題」というテーマで報告した。1940年代から今日までの各地での強制連行調査の歴史、史料調査報告・行政史料・企業史料・連行者名簿・死亡者史料など強制連行調査のための史資料、強制連行数と動員先

について、ご自身のこれまでの歴大な調査研究、史料調査にもとづいて紹介した。そのうえで今後の課題として、強制性についての歴史認識と連行責任、政府による歴史調査と歴史史料の公開、強制労働被害者救済のための立法、民衆の側からの調査、植民地責任を問う民主運動の5点を提起した。

太田は「日韓会談研究の現状と課題—『請求権』問題を中心に」というテーマで報告した。日韓請求権協定での「請求権」は、欧米諸国の植民地支配を不問にふす方針に、日本政府の「植民地支配正当・適法」論、「施恵論」、および「朝鮮の独立は国際法上に謂う分離の場合である」という「領土分離」論が接木されて形成されたものであり、植民地支配の責任や罪を問うものではなかったことを指摘した。そのうえで、植民地支配・戦争被害の補償は未解決であるとし、真相究明と責任追及、記憶の継承などの課題を提起した。

その後、「奈良・発掘する会」の訪韓調査、「活動報告—滋賀県から」、「長野県強制連行ネットワークの活動と韓国支援委員会の支援により進められた韓国調査」、「浮島丸事件で明らかになった事実と残された課題」、「日本軍「慰安婦」問題と安倍政権」、「長生炭坑の“水非常”を歴史に刻む会活動報告」、「北海道における遺骨問題の取り組みの現況と展望」、強制動員被害者補償立法をめざす日韓共同行動など、全国各地の活動報告がなされた。また、韓国の対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会の研究委員より「旧日本海軍朝鮮人軍属関連史料（2009）紹介」、翌日の浅川地下壕フィールドワークの案内「旧日本軍地下壕と朝鮮人労働—浅川地下壕を見学するために」がなされた。

集会後の懇親会は、各地で活動する人々とざっくばらんに意見交換する場となった。もちろん「日韓会談文書全面公開を求める会」の活動についても紹介し、今後の訴訟と文書公開要求運動についても支援をお願いした。ネットワークというものの大切さを実感できる、とても有意義で、元気の出る研究集会だった。



本会の活動が紹介された出版物

吉澤文寿

本会の活動を紹介したり、本会の活動の成果を活用したりした出版物を整理してみました。本会の役員が関わっている出版物が中心ですが、このほかにもございましたら、是非本会までお知らせ下さい。

(日本語)

○浅野豊美、李東俊、吉澤文寿、長澤裕子編『日韓国交正常化問題資料集』現代史料出版、2010年～(刊行中)

○李鍾元、木宮正史、浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化 (I・II)』法政大学出版局、2011年

太田修「日韓会談文書全面公開の公益性」『同志社グローバル・スタディーズ Journal of Global Studies』Vol.2、2012年3月

○荒井信一『コロニアリズムと文化財』岩波書店、2012年

○田中宏、中山武敏、有光健編著『未解決の戦後補償—問われる日本の過去と未来』創史社、2012年

○朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945—1965: 封印された外交史』平凡社、2012年

○太田修「日韓会談文書 東京地裁が開示を命令」『女たちの21世紀』72号、2012年12月

○太田修「隠す権力、見る権利—日韓会談文書訴訟 10・11 開示判決について」『インパクション』188号、2013年1月

(韓国語)

○吉澤文寿「日本における日韓会談関連外交文書の公開状況について—財産請求権問題を中心に—」(『日本空間』(韓国国民大学校日本学研究所)第4号、2008年11月)

○国民大学校日本学研究所編『議題で見た韓日会談』(1,2) ソンイン、2010年

○歴史問題研究所編『歴史と責任』2011年～(刊行中)

○太田修「植民地主義の「共犯」：二つの講和条約から初期韓日交渉」『亜細亜研究』(高麗大学校亜細亜問題研究所)150号、2012年12月)

○太田修「二つの講和条約における植民地主義と韓日‘請求権’」太田修・トシファン・イジャンヒ・永原陽子・金昌祿・パクペグン『韓日協定50年史の再照明Ⅱ—韓日協定体制と‘植民地’責任の再照明—』東北アジア歴史財団、2012年



「外務省は何を隠したいのか？～新たに開示された日韓会談文書から見えるもの～」

【日時】 2013年6月15日(土) 午後1時半～5時(1時開場)

【会場】 港勤労福祉会館(東京都港区芝5-18-2)

交通機関: JR山手線・京浜東北線田町駅西口(三田口)徒歩5分、都営浅草線・三田線三田駅A7出口徒歩1分

【参加費】 500円

【内容】 基調報告「10・11東京地裁判決による新たな開示の意義と今後の課題」

報告者: 張界満弁護士(弁護団)

報告①「請求権問題」

報告者: 吉澤文寿(新潟国際情報大学教授・当会共同代表)

報告②「日韓基本関係(竹島問題含む)」

報告者: 太田修(同志社大学教授・当会共同代表)

報告③「文化財問題」

報告者: 李洋秀(当会事務局次長)

※可能な限り、開示された具体的な文書を、資料集やパワーポイントで提示しながら報告する予定です。ご期待ください。

【主催】 日韓会談文書・全面公開を求める会

(郵便振替)

日韓会談文書・全面公

開を求める会

00820-7-10

2287

(年会費)

3000円(年金生活

者・学生は1000円)

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 吉澤 文寿